

「タイのEV事業に対する支援策と 投資機会」

Opportunities and Support Measures
for EV Activities

タイ投資委員会 (BOI)

2023年7月6日

Agenda



01 タイ投資委員会

02 機会のあるセクター：
e-モビリティ

03 BOIの恩典

04 財務省の
特別パッケージ

BOIの役割:新しい経済へ向けた投資奨励

BOI's Role: To Drive the Investment to the New Economy

BOIについて

BOI

首相府傘下の政府機関



プロモーター
Promoter

国の開発戦略と変化する世界の状況に合わせ、民間部門への投資を促進



インテグレーター
Integrator

税制、金融、税制以外の恩典などの政府支援ツールをパッケージとして統合



ファシリテーター
Facilitator

各機関と連携してエコシステムを開発し、投資を容易に。問題や障害を解消



コネクター
Connector

大企業と小規模企業、タイ人と外国人を業界や場所を超えて結びつけ、ビジネスチャンスを拡大

海外事務所



BOIの投資促進政策



- 土地の所有権
- 就労許可(ワークパーミット)とビザ取得支援

- 外資100%の株式保有が可能
- 現地調達率の条件なし

- 輸出条件なし
- タイ国外への外貨送金制限なし

- 法人所得税を最長13年間免除
- 法人所得税を5年間にわたり50%減税
- 機械輸入税の免除
- 輸出向け製品に使用される原材料輸入税の免除
- 研究開発用資材の輸入税の免除
- 輸送費、電気代及び水道代の2倍を控除
- インフラの設置、建設費用の25%を控除

BOI

投資奨励政策 基礎的恩典

業種に基づく恩典

- 農業、食品、バイオテクノロジー
- 医療
- 機械及び車両
- 電気・電子
- 金属、材料
- 化学、石油化学
- 公共事業
- デジタル産業
- クリエイティブ産業
- 高付加価値サービス

恩典

法人所得税免除**最長13年間**

追加的恩典

競争力向上に基づく恩典

- 研究開発
- 教育・研究機関や技術・人材開発基金への支援
- 高度技術研修
- 現地サプライヤーの開発
- 製品・包装のデザイン

地域に基づく恩典

- 東部経済回廊(EEC)の3県
- 特別経済開発区10県
- 4つの特別経済回廊
- 南部国境地域
- 所得が最も低い20県
- 工業団地・工業地区
- 科学技術開発区(サイエンスパーク、フードイノポリス、スペースクレノベーションパーク:SKP)
- ヨティ・メディカル・イノベーション地区

アジェンダに基づく恩典

- 景気回復のための投資促進策
- スマート・持続可能な産業高度化措置
- 社会・地域開発措置
- 総合的な移転対策
- 継続・拡大プログラム



ターゲット産業に対する投資奨励措置

Investment Promotion measures for Targeted Industries

13
年間
13
years

法人所得税の免除 CIT exemption

0
year

恩典の分類

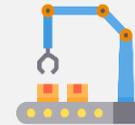
A+	学術・研究機関と協力し技術移転を伴う高度技術とイノベーションを使用する上流産業およびターゲット技術の開発事業 (バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術)	10-13 年間 (上限額無し)
A1	国の長期的な競争力を向上させる重要な研究開発に主眼を置いたナレッジベースの事業	8 年間 (上限額無し)
A2	国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業	8 年間
A3	既にタイ国内に投資が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業	5 年間
A4	技術がA1 - A3 ほど高度でないものの国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業	3 年間
B	高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業	- なし



法人所得税の免除



その他の恩典



機械輸入税の免除

原材料輸入税の免除



税制以外の恩典

Agenda



01 タイ投資委員会

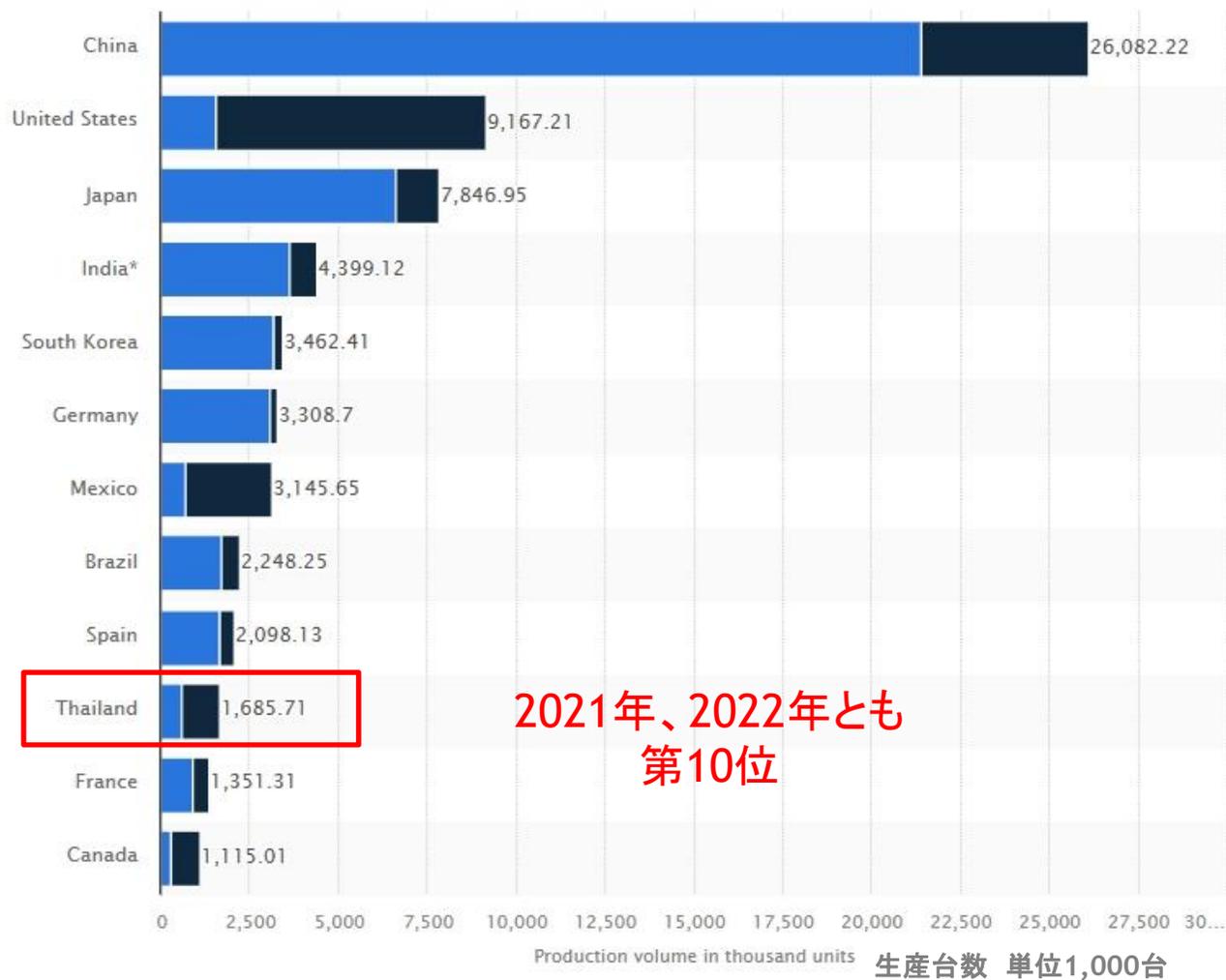
02 機会のあるセクター：
e-モビリティ

03 BOIの恩典

04 財務省の
特別パッケージ

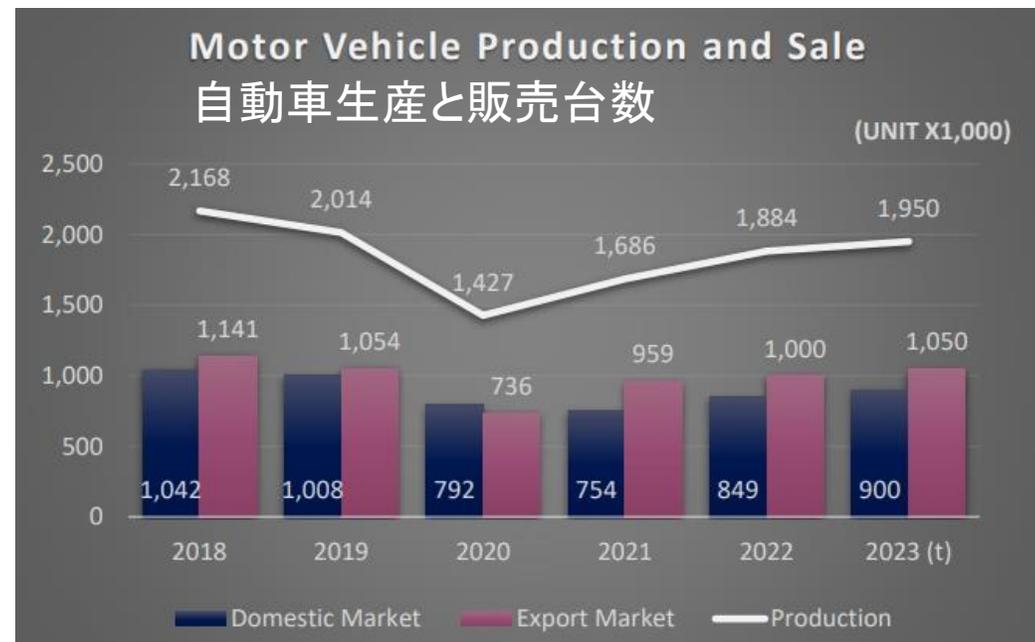
自動車生産台数

Motor Vehicle Production Volume



● Cars ● Commercial vehicles

2021年、2022年とも
第10位



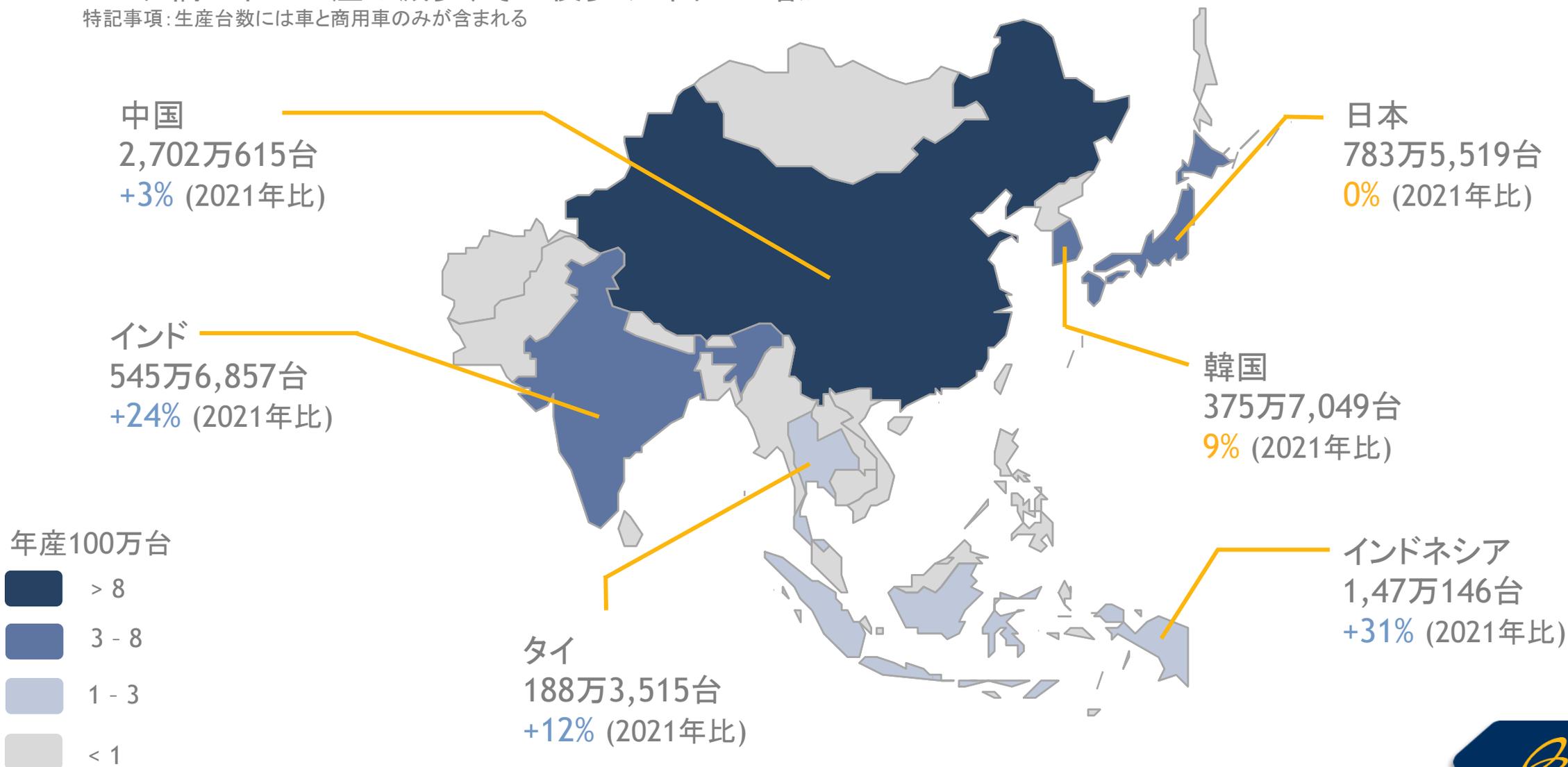
- 生産能力は300万台
- 2022年の生産台数は188万台
- 2022年の国内販売は85万台
- 2022年の輸出販売は100万台
- 2023年の生産予測は195万台

タイはアジアにおける主要な自動車生産基地

Thailand is one of a major vehicle production base in Asia

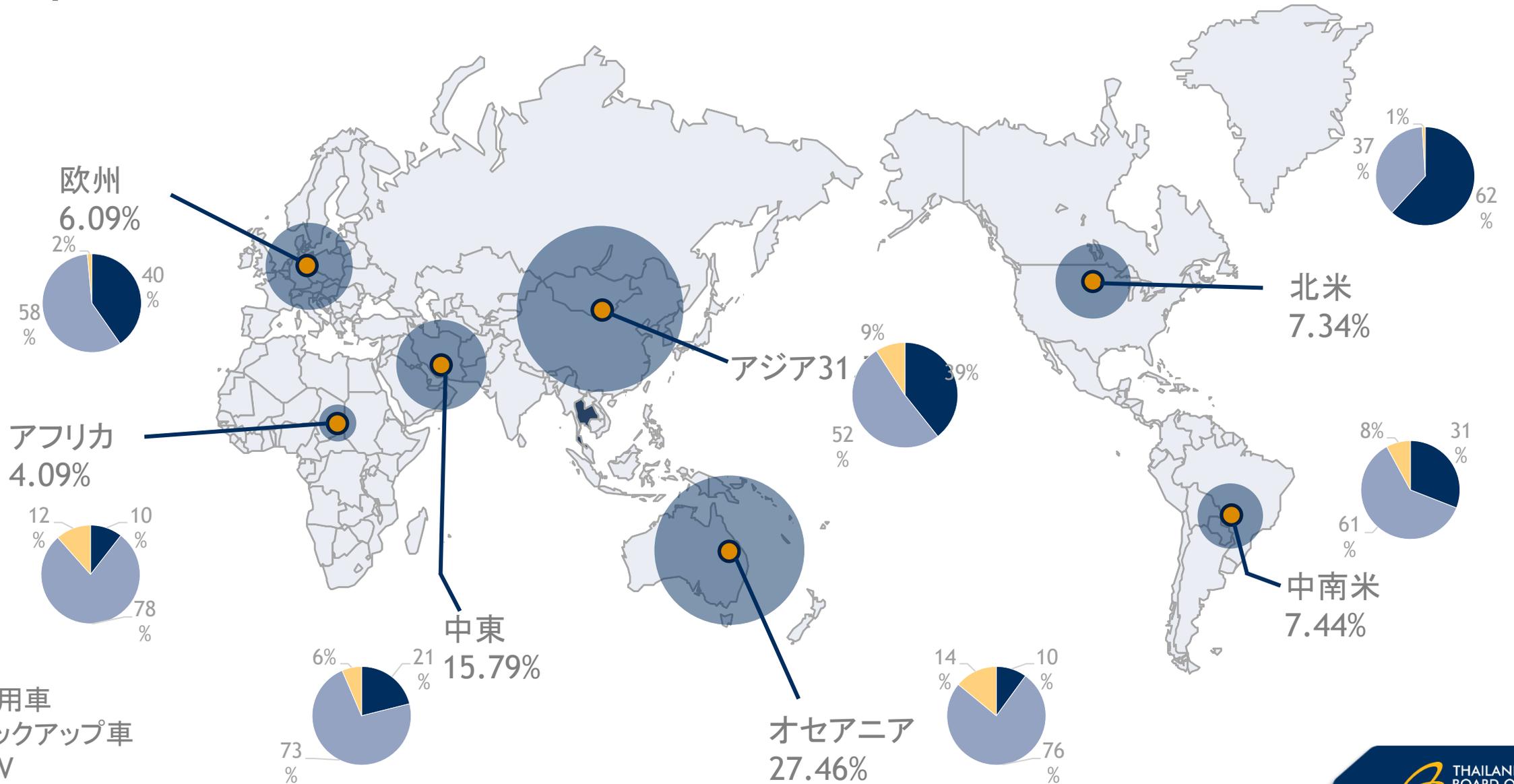
コロナ禍で車の生産は減少、その後多くの国々で増加

特記事項: 生産台数には車と商用車のみが含まれる



2022年におけるタイ産自動車の輸出先

Export Destination for Thailand Automobile in 2022



● 乗用車
● ピックアップ車
● PPV

タイ自動車産業開発上の重点

Developing Focus of Thai Automotive Industry

1960年代
輸入代替車両として
現地生産を推進

タイ自動車生産の始まり

2005
1トンピックアップ
トラック促進策
タイの最初の
自動車における
プロダクト
チャンピオン
(優良品)



1980年代
輸出用生産の促進
自動車・部品生産が芽を出し
規模の経済へ



2017年 - 現在
EV生産・販売策
投資と需要に対するインセンティブ



2007年- 2013年
第1エコカー政策・第2エコカー政策
トラック、バス、大型バイク対象の
天然ガス車パッケージ
への投資促進

タイ政府の目標と野心がEV開発を支える

Thailand Government Target and Ambition Support EVs Development



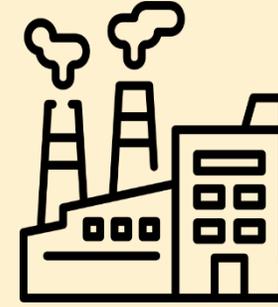
温室効果ガス削減目標



2050年までに
カーボンニュートラル
を達成



2065年までに
「ネット・ゼロ・
エミッション」を達成



未来産業



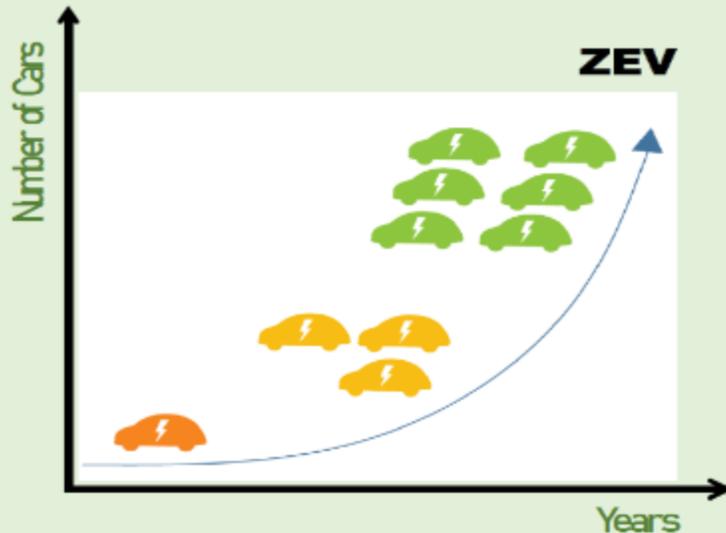
次世代自動車

タイにおける「ZEVの製造および使用目標

Target of “ZEV” Manufacturing and Usage in Thailand

目標30 @ 30

2030年に
自動車生産の30%を
ZEVとする



目標	分類	ZEVの台数(年)	
		2025年	2030年
使用 (Using)	乗用車・ ピックアップ車	22万5,000 (30%)	44万 (50%)
	二輪車	36万 (20%)	65万 (40%)
	バス・トラック	1万8,000 (20%)	3万3,000 (35%)
製造 (Manufacturing)	乗用車・ ピックアップ車	22万5,000 (10%)	72万5,000 (30%)
	二輪車	36万 (20%)	67万5,000 (30%)
	バス・トラック	1万8,000 (35%)	3万4,000 (50%)

Source: The Plan of the National Electric Vehicle Policy Committee
国家電気自動車政策委員会の計画

30@30 の目標により、タイは 2025 年までに世界上位のBEV生産国になる

With 30@30 aspiration, Thailand will be ranked among top global BEV Manufacturers by 2025

2025 世界のBEV車製造ランキング

ランク	国名	台数 (100万台)
1	China	7.35
2	USA	2.17
3	Germany	2.00
4	Japan	1.08
5	France	0.63
6	South Korea	0.62
7	Mexico	0.56
8	Czech	0.36
9	UK	0.31
10	Spain	0.27
11	Thailand	0.23
12	Italy	0.19
13	Poland	0.11
14	Hungary	0.10
15	India	0.08

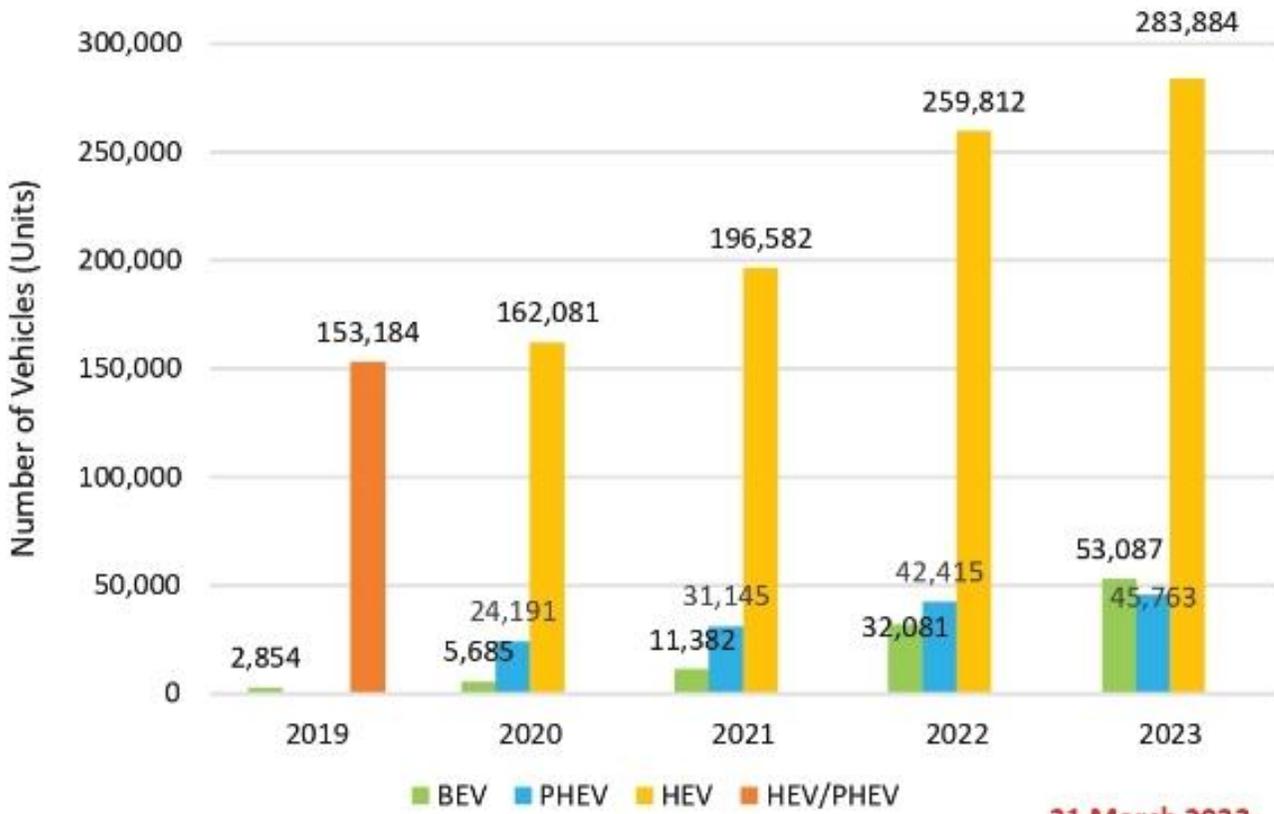
2030 世界のBEV車製造ランキング

ランク	国名	台数 (100万台)
1	China	15.54
2	USA	4.90
3	Germany	4.86
4	Spain	2.36
5	Hapan	1.80
6	France	1.56
7	South Korea	1.10
8	Czech	1.09
9	Mexico	0.90
10	Thailand	0.73
11	Italy	0.71
12	UK	0.69
13	India	0.55
14	Hungary	0.45
15	Romania	0.26

タイにおけるxEVの累積登録台数

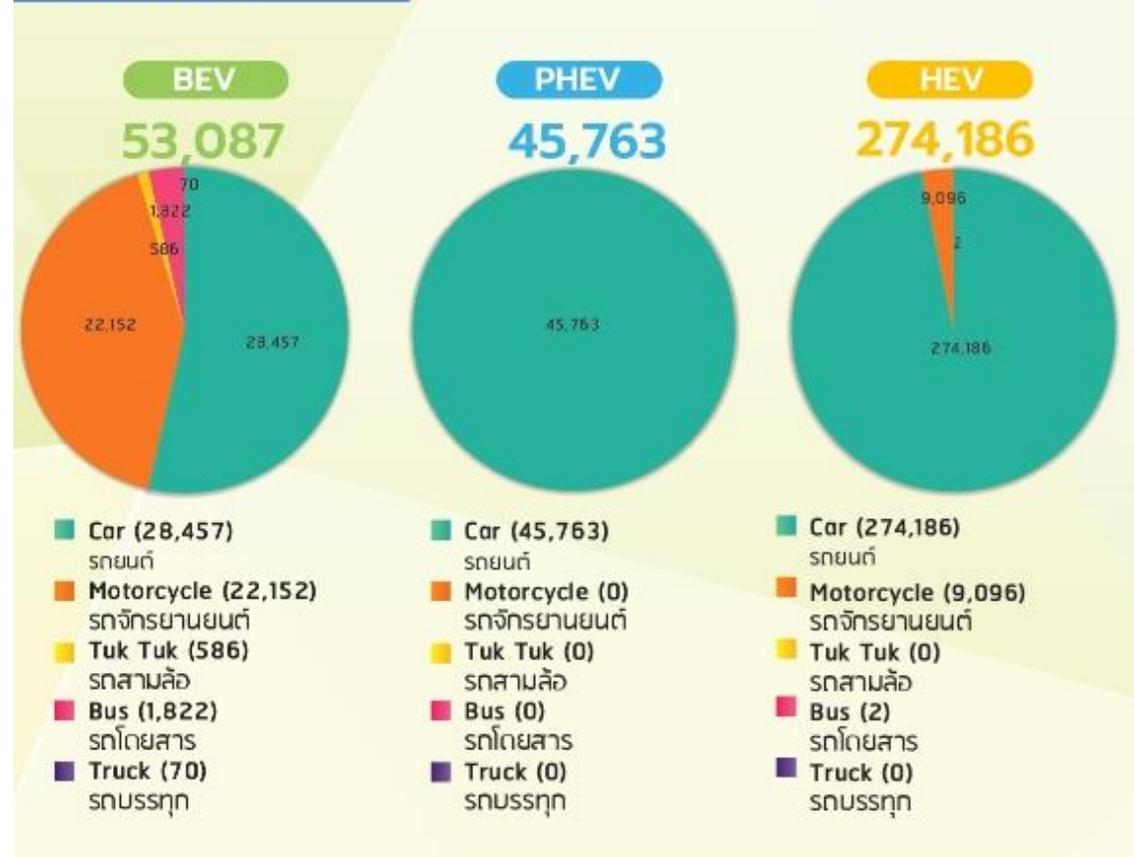
Accumulated Number of xEV Registration in Thailand

Accumulated Number of xEV Registration Between 2018-2023
จำนวนยานยนต์ไฟฟ้าสะสม ระหว่างปี 2561-2566



31 March 2023

Accumulated Number of xEV Registration in 2023
จำนวนยานยนต์ไฟฟ้าสะสม
As of 31 March 2023
ณ วันที่ 31 มี.ค. 2566



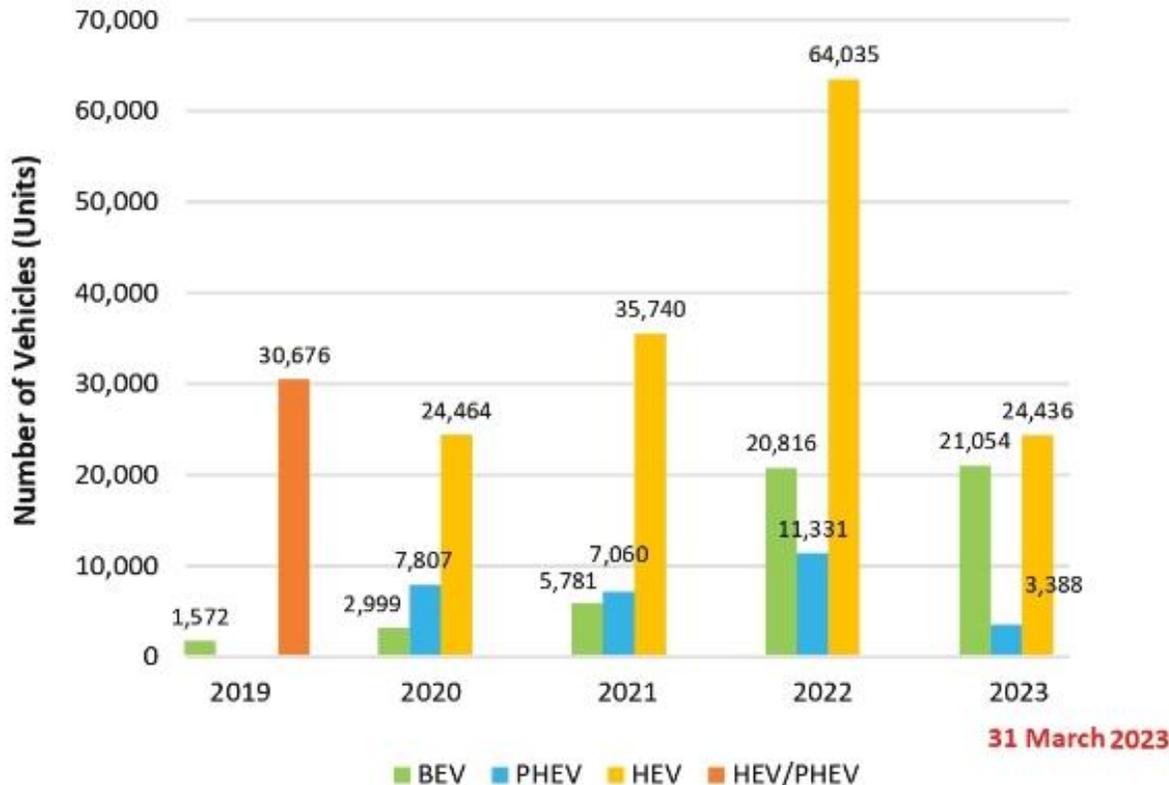
Source: Electric Vehicle Association of Thailand (EVAT)タイ電気自動車協会 & Department of Land Transport (DLT) 陸上輸送局

タイにおけるxEVの新規登録台数

New Number of xEV Annual Registration in Thailand

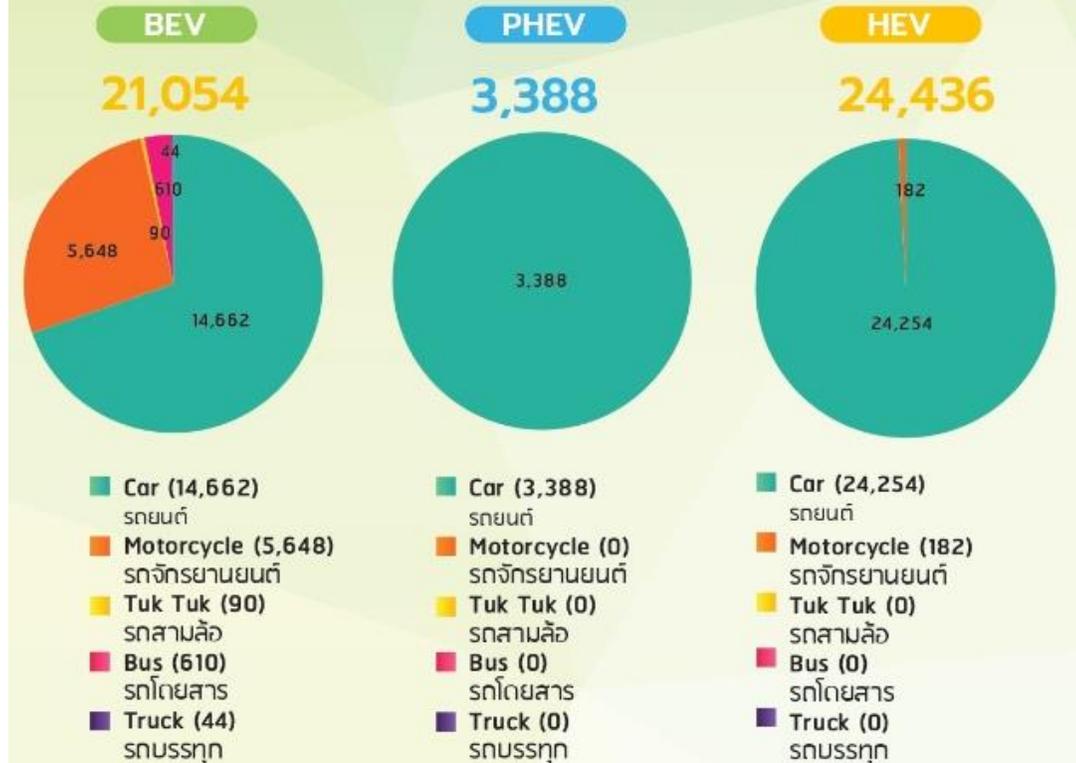
New Number of xEV Registration จำนวนยานยนต์ไฟฟ้าที่จดทะเบียนใหม่

Between 2018-2023 ระหว่างปี 2561-2566

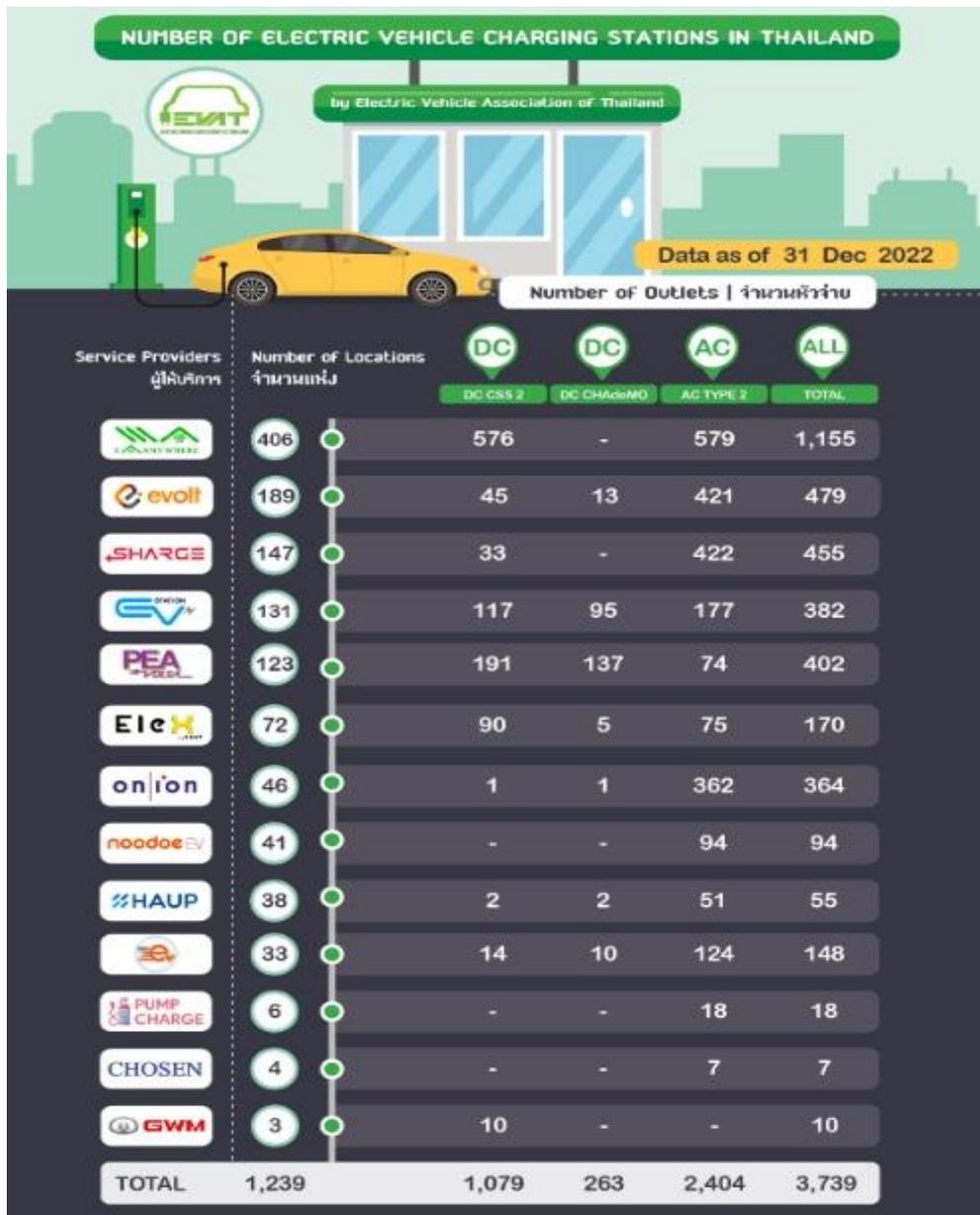


New Number of xEV Registration in 2023 จำนวนยานยนต์ไฟฟ้าที่จดทะเบียนใหม่

1 January - 31 March 2023
1 ม.ค. - 31 มี.ค. 2566



タイにおけるEV充電スタンドの総数 Total Number of EV Charging Stations in Thailand



Source: Electric Vehicle Association of Thailand (EVAT) as of 31 Dec 2022
タイ電気自動車協会(2022年12月31日現在)

タイ政府によるEV支援

Thai Government Supports for EVs

制度的インフラ

環境:



工場局による使用済みEVバッテリーの計画



公害規制局による使用済みEVバッテリー管理に関する法整備

インフラ:



エネルギー省による充電スタンドへの補助金



工業規格事務局(TISI)による国立自動車・タイヤ試験施設

安全性・標準:



工業規格事務局(TISI)によるEV充電スタンド、電磁両立性、EVバッテリー、充電スタンドの支払いシステム用DCメーター等の標準に対する取り組み

政府恩典

BOIによるパッケージ:

- HEV、PHEV、BEV、FCEV
- プラットフォームと主要部品
- 充電・交換スタンド

特別税率:



- 特別物品税率
- BOI奨励企業に対するBEVの輸入税免除

人材育成:

- 技能労働者

市場の刺激

国内市場の刺激:

- 公共調達における20%をBEVとする目標
- タイ空港公社(AOT)がより多くのPHEVやBEVを使用
- 工業団地公社(IEAT)や科学技術省(MOST)が東部経済回廊(EEC)においてBEVを使用
- エネルギー政策企画事務局(EPPO)がタクシーのBEV化を推進
- 芸術局が国家遺産においてBEVを大幅活用
- 財務省によるEV刺激策(EV3)



Agenda



01 タイ投資委員会

02 機会のあるセクター：
e-モビリティ

03 BOIの恩典

04 財務省の
特別パッケージ

BOIのバッテリー電動車 (BEV) に対する奨励

BOI Promotion on Battery Electric Vehicles (BEV)

BOIは、タイをアジアのEV製造ハブへと発展させる目的で
あらゆる車種の**バッテリー電動車 (BEV)**を奨励
これには**BEVプラットフォーム**および**ソフトウェアと
デジタルプラットフォームの開発**を含む



INCENTIVES

法人所得税
の免除



研究開発向け
原材料
輸入税の
免除



機械
輸入税
の免除



原材料
輸入税
の免除



税制以外の恩典



法人所得税の免除:
3 - 13年間

バッテリー電気自動車 (BEV) Battery Electric Vehicles (BEV)

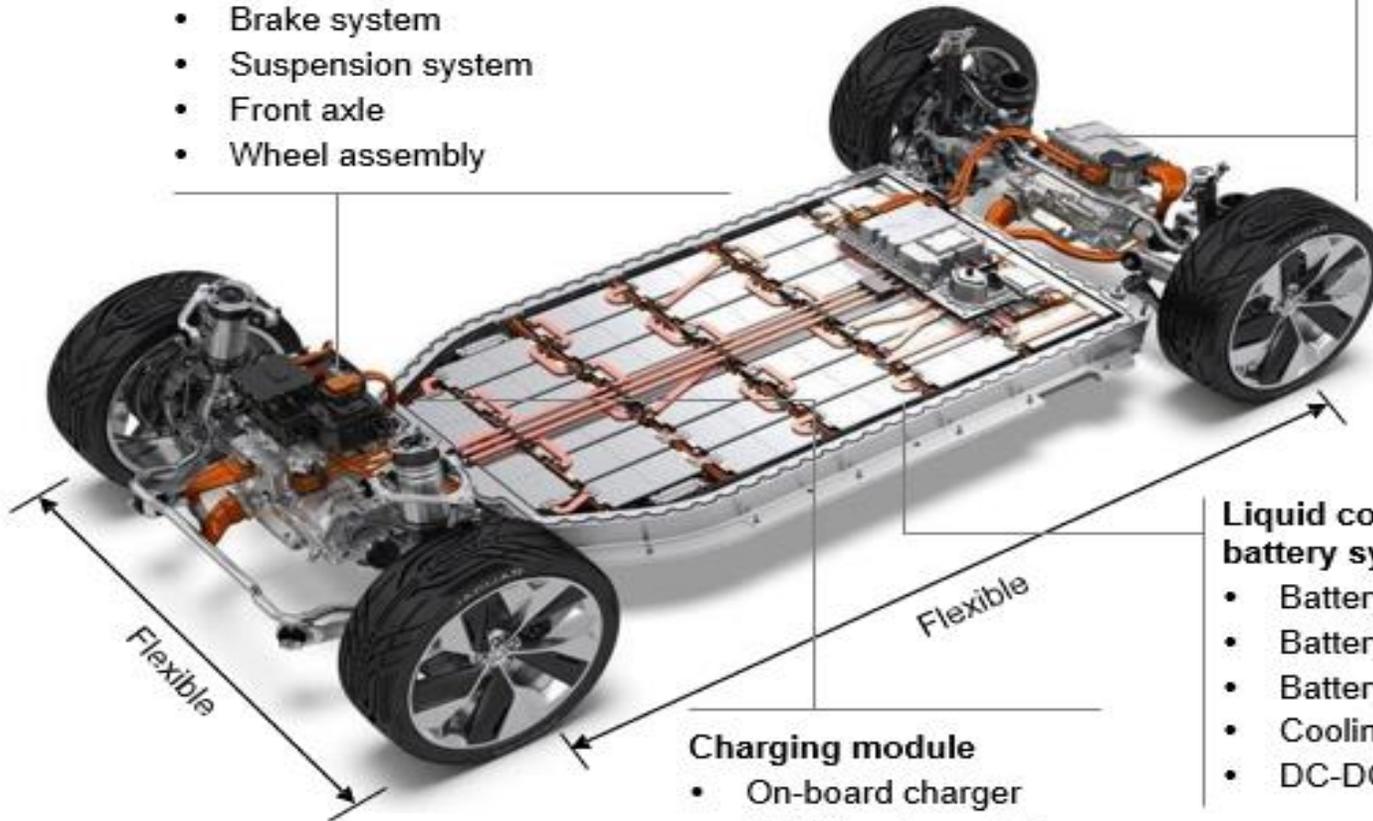


Front axle module (FWD or AWD)

- E-motor
- Power electronics
- HV Inverter
- Reducer
- Brake system
- Suspension system
- Front axle
- Wheel assembly

Rear axle module (RWD or AWD)

- E-motor
- Power electronics
- HV Inverter
- Reducer
- Brake system
- Suspension system
- Rear axle
- Wheel assembly



Liquid cooled lithium-ion battery system

- Battery modules
- Battery management system
- Battery junction box
- Cooling unit
- DC-DC converter

Charging module

- On-board charger
- HV Charging point
- AC-DC converter

EV、電動三輪車、EVバス・トラック向け BEV「プラットフォーム」を含む

プラットフォームには、
(1)蓄電システム
(2) 充電モジュール
(3)フロント&リア
アクスル（前後車軸）
モジュールを含むこと



法人所得税の免除:
最大13年間

BEV、PHEV、HEV、BEVのプラットフォームの製造

Manufacture of

BEVs, PHEVs, HEVs, and BEV Platforms



条件

3.8 BEV PHEV HEV BEV 向けのプラットフォームの製造

- すべての電気自動車について、奨励証書発給日から3年以内に製造を開始すること。バッテリーはセルあるいはモジュール工程から生産を始めること
- 電気自動車の生産開始日から3年以内に、3つの主要部品(トーションモーター、DCU、BMS)のうち少なくとも1部品を追加製造すること。HEVとPHEVについては、これに加え、業種4.8.3に準じて、少なくとも2部品を製造すること
- タイ国内販売の場合、製品は UN R100、R13H、R94/95、Euro5 (HEVとPHEVのみ)等の指定された規格を取得すること

正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない



恩典

合計投資額は50億バーツを下回らない

HEV: 法人所得税の免除なし
PHEV: 法人所得税の免除 **3年間**
BEV: 法人所得税の免除 **8年間**

最大13年間

研究開発への投資がある場合には追加で1年~5年間免除

工業団地内に立地した場合の追加恩典はなし

合計投資額が50億バーツ未満

HEV: 法人所得税の免除なし
PHEV: 法人所得税の免除 **3年間**
BEV: 法人所得税の免除 **3年間**

最大11年間

標準要件に加えて他の主要部品が製造される場合部品ごとに

追加で1年間免除

(BEVのみ) 実際の製造が、当初3年のいずれかの年において年産1万台を上回る場合 追加で1年間免除

研究開発への投資がある場合には追加で1年~5年間免除

工業団地内に立地した場合の追加恩典はなし

法人所得税の免除



研究開発に使用する
原材料
輸入税の免除



機械
輸入税
の免除



原材料の
輸入税
免除



税制以外の
恩典

恩典



条件

3.9 バッテリー型電動バイクの製造

1. 総合計画 (Package) を提出すること
2. 奨励証書発給日から3年以内に電動バイクおよびバッテリーを製造すること (正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない)

タイ国内販売の場合、製品は UN R136、UN R75、UN R78 等の指定された規格を取得すること

恩典

法人所得税を

A4

3 年間

免除

(上限額あり)

奨励証書発給日から3年以内にセルまたはモジュール工程からバッテリー製造を開始する場合 **追加で1年間免除**

奨励証書発給日から3年以内にその他の主要部品 (BMS、トラクションモーター、DCU) を追加製造する場合は、免除期間を1部品につき

追加で1年間免除

研究開発への投資がある場合には

追加で1年～5年間免除

工業団地内に立地した場合の追加恩典はなし

法人所得
税の免除



研究開発に
使用する
原材料
輸入税の免除



機械
輸入税
の免除



原材料
輸入税
の免除



税制以外の
恩典

恩典



条件

3.10 バッテリー型電動三輪車およびプラットフォームの製造

1. 総合計画 (Package) を提出すること
2. 奨励証書発給日から3年以内に電動三輪車およびバッテリーを製造すること (正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない)

タイ国内販売の場合、製品は UN R136等の指定された規格を取得すること

恩典

法人所得税を

A4

3
年間
免除
(上限額あり)

奨励証書発給日から3年以内にセルまたはモジュール工程からバッテリー製造を開始する場合 **追加で1年間免除**

奨励証書発給日から3年以内にその他の主要部品 (BMS、トラクションモーター、DCU) を追加製造する場合は、免除期間を1部品につき

追加で1年間免除

研究開発への投資がある場合には

追加で1年~5年間免除

工業団地内に立地した場合の追加恩典はなし

法人所得税の免除



研究開発に使用する原材料輸入税の免除



機械輸入税の免除



原材料輸入税の免除



税制以外の恩典

恩典



法人所得税の免除:
最大12年間

バッテリー型電気バス・電気トラックおよびプラットフォームの製造

Manufacture of

Battery Electric Bus & Truck and Platforms



条件

3.11 バッテリー型電気バス・電気トラック およびプラットフォームの製造

1. 総合計画 (Package) を提出すること
2. 奨励証書発給日から3年以内に電気バスまたはトラックと、バッテリーを製造すること
(正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない)

タイ国内販売の場合、製品は UN R100等の
指定された規格を取得すること

恩典

法人所得税を

A4

3
年間
免除

(上限額あり)

奨励証書発給日から3年以内にセルまたはモジュール工程からバッテリー製造を開始する場合 **追加で1年間免除**

奨励証書発給日から3年以内にその他の主要部品 (BMS、トラクションモーター、DCU) を追加製造する場合は、免除期間を1部品につき

追加で1年間免除

研究開発への投資がある場合には

追加で1年~5年間免除

工業団地内に立地した場合の追加恩典はなし

法人所得税の免除

研究開発に使用する
原材料
輸入税の免除

機械
輸入税
の免除

原材料の
輸入税
免除

税制以外の
恩典

恩典

電動自転車（e-バイク）の製造

Manufacture of

Battery Electric Bicycles (e-Bike)

条件

3.12 電動自転車（e-バイク）の製造

1. 総合計画（Package）を提出すること
2. 奨励証書発給日から3年以内に電動自転車と環境配慮技術によるバッテリーを製造すること
(正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない)
3. 軽量素材のフレームを使用すること
4. EN15194 規格または同等の規格に準拠すること

恩典

法人所得税を

A4

3
年間
免除



(上限額あり)

奨励証書発給日から3年以内にトラクションモーターを製造する場合 **追加で1年間免除**
 奨励証書発給日から3年以内に軽量素材のフレームを製造する場合 **追加で1年間免除**
 研究開発への投資がある場合には **追加で1年～5年間免除**

工業団地内に立地した場合の追加恩典はなし



恩典



条件

3.13.1 燃料電池車(FCEV)の製造

少なくとも、FCEV製造プロジェクトと燃料電池の製造プロジェクト(自社プロジェクトまたは他メーカーのプロジェクト)をカバーする総合計画(Package)を提出すること

1. 機械の輸入・据付計画
2. 当初1年目-3年目までのFCEV製造計画
3. その他部品の調達計画
4. 水素充電スタンド整備計画
5. 使用済みバッテリーの管理計画
6. タイ内資の原材料や部品のサプライヤー(※タイ国籍者が株式の51%以上を保有)に対し、技術研修や技術支援を提供するなどの開発計画

恩典

3.13.1 燃料電池車(FCEV)の製造

3.13.2 燃料電池システム構成部品の製造

3.14 燃料電池および部品の製造

法人所得税を

A2

8
年間
免除 (上限額あり)

研究開発への投資がある場合には
追加で1年~5年間免除



恩典



法人所得税の免除:
最大13年間

バッテリーを含む主要EV部品

EV Key Parts including Electric Battery

EVの主要17部品

- 空調システム
- DC・DCコンバーター
- 電気バス用前車軸、後車軸
- 電気サーキットブレーカー
- EV充電機器
- スマート充電システム
- 車載充電器
- トラクションモーター
- 携帯型EV充電器
- インバーター
- BMS
- DCU
- バッテリー*
- 高圧ハーネス
- 減速装置
- バッテリー冷却システム
- 回生ブレーキシステム

A2

法人所得税を

8年間
(上限額あり)

バッテリー*



パック組立

A3

法人所得税を

5年間
免除
(上限額あり)

モジュール生産

A2

法人所得税を

8年間
免除
(上限額あり)

5年間にわたり
国内において調達ができない
原材料・必須資材の輸入関税
の90%減税

セル生産

A1

法人所得税を

8年間
免除

5年間にわたり
国内において調達ができない
原材料・必須資材の輸入関税
の90%減税

法人所得税の免除



研究開発に
使用する
原材料
輸入税の免除



機械
輸入税
の免除



原材料
輸入税
の免除



税制以外の
恩典

恩典



法人所得税の免除:
最大10年間

充電スタンド Charging Station



CONDITION

- EVスマート充電システムの実施計画またはEV充電ネットワークオペレータープラットフォームへの接続計画を提案すること
- 部品および設備機器の調達計画を提出
- 安全標準やその他関連機関の法規を遵守すること



最低40基の充電設備の設置
(その内の25%以上が急速充電器である場合)

法人所得税

A3

5
年間
免除



(上限額あり)

機械
輸入税
の免除



原材料
輸入税
の免除



税制以外の
恩典



その他の場合

法人所得税

A4

3
年間
免除



(上限額あり)

機械
輸入税
の免除



原材料
輸入税
の免除



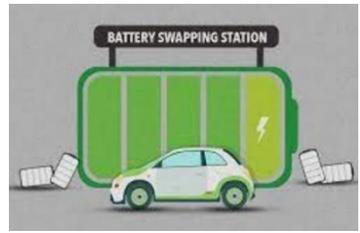
税制以外の
恩典





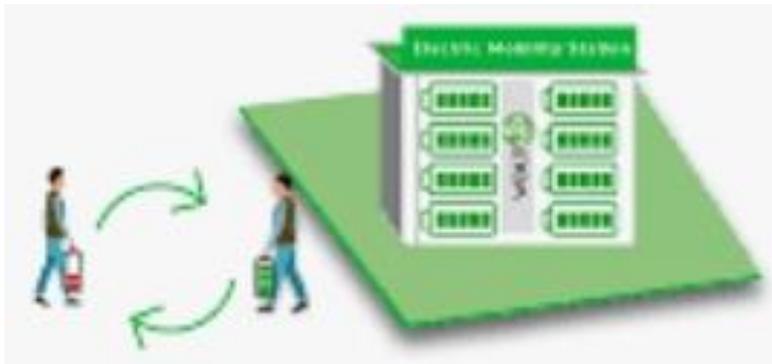
法人所得税の免除:
最大10年間

バッテリー交換スタンド Battery Swapping Station



条件

- ・ スマート充電システムの導入、または EV 充電ネットワーク事業者プラットフォームへの接続計画を提案すること
- ・ 部品・機器の調達計画を提案すること
- ・ 安全基準およびその他関連機関の規制に準拠すること
- ・ バッテリーは輸入税の免除対象とならない
- ・ 免除の対象となる収入は電気代を含むバッテリー交換サービスに対する対価であること



A3

法人所得税

5
年間
免除



(上限額あり)

機械
輸入税
の免除



原材料
輸入税
の免除



税制以外の
恩典

電気自動車の奨励プロジェクト Promoted Projects on Electric Vehicles

(出所: BOI Information Database (BIS)
2023年5月31日現在)

	757億 1千万パーツ*	24 プロジェクト **	71万 9,195台	奨励認可 件数** 24	奨励証書発給済み (件数) 16	流通済み (ブランド) 11
HEV (302億 2,480万パーツ)	6 Projects (6 Entities)	30万5,955				
PHEV (93億 4,130万パーツ)	7 Projects (7 Entities)	13万2,600				
BEV (339億 7,010万パーツ)	14 Projects (13 Entities)	27万6,640				
バッテリー型 電気バス (21億 7,380万パーツ)	2 Projects (2 Entities)	4,000				

特記事項: *投資額には土地代と運転資金を含まない
** 16の事業者が奨励を受けている 1社が複数プロジェクトの奨励を受けることが可能
1つのプロジェクト内において複数種のEV車両の製造を行うことが可能

バッテリー関連の奨励プロジェクト / Promoted Projects on Electric Battery

(出所: BOI Information Database (BIS) 2023年5月31日現在)

電気自動車(xEV)用バッテリープロジェクト

投資額 = 94億7,340万バーツ**

14事業者 (21プロジェクト) *

1. DTS Draexlmaier Automotive Systems (Thailand)
2. Toyota Motor Thailand
3. Honda Automobile (Thailand)
4. Thonburi Energy Storage Manufacturing
5. SAIC Motor - CP
6. Mine Mobility Corporation
7. MMTH Engine
8. Nissan Powertrain (Thailand)
9. Company under Great Wall Motor Group
10. Company under BYD Group
11. Vitchukhanee
12. MR. CHENG CHEW HO (登記前)
13. Raja Cycle
14. Somboon Tron Energy

(あらゆる産業向け)高密度バッテリープロジェクト

投資額 = 95億5,440万バーツ

9事業者 (9プロジェクト)*

1. Amita Technology (Thailand)
2. Beta Energy Solution
3. Nuovo Plus
4. Graphene Globe
5. B E V Technology
6. Garguar E Power
7. Company under Cherdchai Group (登記前)
8. Transpower Technology
9. Honglin Technology (Thailand)

認可プロジェクト

23事業者/30プロジェクト*

投資額

190億2,780万バーツ**

特記事項: * 1社が複数プロジェクトの奨励を受けることが可能
** 投資額には土地代と運転資金を含まない

EV部品・構成部品の奨励プロジェクト/ Promoted Projects on EV's Parts & Components

EV 部品・構成部品	17プロジェクト* (15事業体)	投資額 ** 59億8,040万バーツ	奨励を受けた事業体の例
トラクションモータ	7プロジェクト (7事業体)	25億8,600万バーツ	
空調システム	2プロジェクト(1事業体)	5億5,730万バーツ	
バッテリー管理システム	3プロジェクト(3事業体)	2億3,760万バーツ	
駆動制御ユニット	2プロジェクト(2事業体)	1億750万バーツ	
車載充電器	2プロジェクト(2事業体)	6億4,400万バーツ	
充電機器	2プロジェクト(2事業体)	1億5,700万バーツ	
DC・DC コンバーター	2プロジェクト(2事業体)	11億6,970万バーツ	
インバーター	1プロジェクト(1事業体)	3億940万バーツ	
高圧ハーネス	3プロジェクト(3事業体)	1億1,820万バーツ	
バッテリー冷却システム	1プロジェクト(1事業体)	9,370万バーツ	

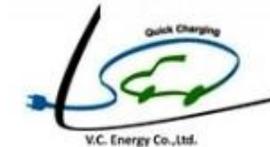
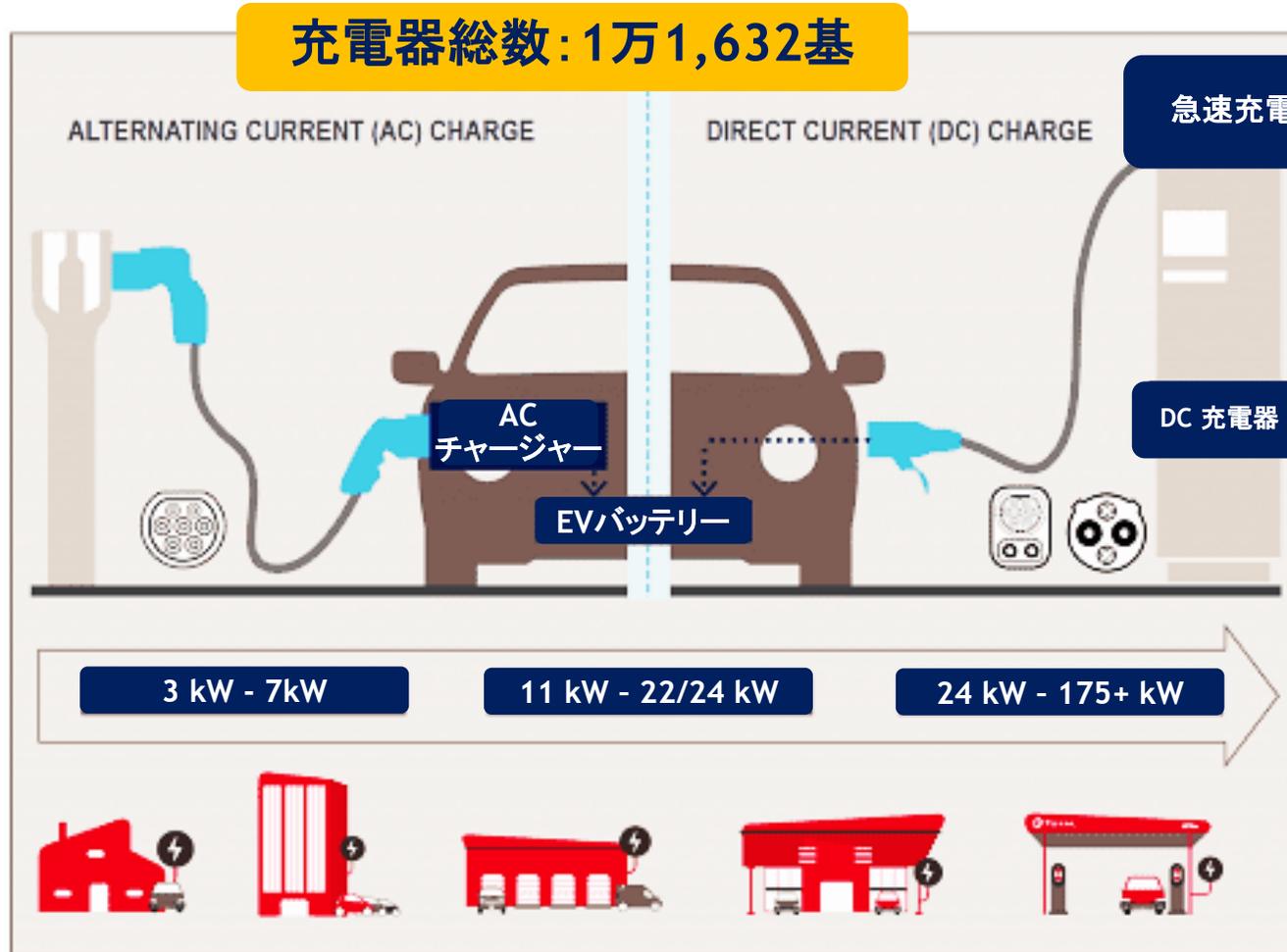
特記事項

*1つのプロジェクト内において複数種のEV部品の製造を行うことが可能

**投資額には土地代と運転資金を含まない

***「DELTA」および「Grafeen Battery」の1プロジェクトに複数製品を製造しているため
投資額は製品で按分

充電スタンドの奨励プロジェクト Promoted Projects on Charging Stations



9の奨励事業者による10プロジェクト

投資額 45億4,480万バーツ*

特記事項: * 投資額には土地代と運転資金を含まない

タイで潜在性のある自動車部品製品 Thailand Potential Auto Part Product

エンジン



ディーゼル



二輪車

車体部品



シャーシ



バンパー



フェンダー

ブレーキシステム



マスターシリンダー



ライニング

ステアリングシステム



ステアリングホイール



ギア



ポンプ

電気・電子部品



オルタネーター



モーター



フラッシャーリレー

その他



タイヤ



ゴム製品

Agenda



01 タイ投資委員会

02 機会のあるセクター：
e-モビリティ

03 BOIの恩典

04 財務省の
特別パッケージ

財務省によるEV補助金パッケージ (EV3.0) と税制上の恩典

EV Subsidy Package (EV3.0) and Tax Incentives by Ministry of Finance

	乗用車		ピックアップトラック	二輪車
補助金	7万 バーツ/ 台	15万 バーツ/ 台	15万 バーツ/ 台	1万8,000 バーツ/ 台
	希望小売価格: 200万バーツ以下 バッテリー容量: 10-30kWh	希望小売価格: 200万バーツ以下 バッテリー容量: 30 kWh以上	希望小売価格: 200万バーツ以下 バッテリー容量: 30 kWh以上	希望小売価格: 15万バーツ以下

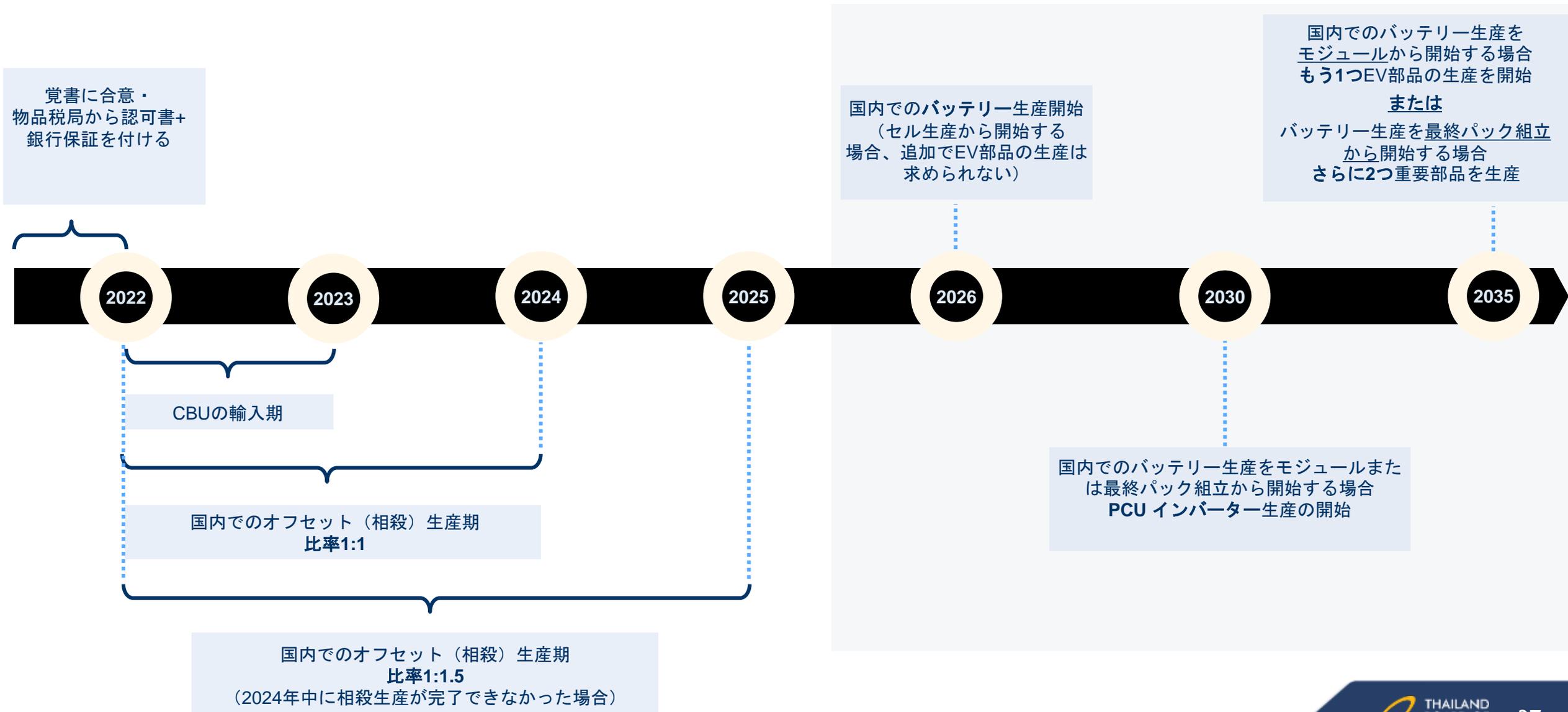
	乗用車		ピックアップトラック	二輪車
物品税	2% (8%から軽減税率)		0% (10%から軽減)	1%
輸入関税	最大40%減税	最大20%減税	減税なし	減税なし
	希望小売価格: 200万バーツ以下 バッテリー容量: 10 kWh以下	希望小売価格: 200 – 700万バーツ バッテリー容量: 30 kWh以下		

対象となる条件:

- 対象となるメーカーは、**2022年–2023年中に** 輸入したCBUの台数分を、下記の条件に従い、国内でオフセット（相殺）生産を行うこと
 - 希望小売価格が200万バーツ未満かつバッテリー容量が10 kWh~の乗用車については、国内でのオフセット生産はどの車種でも良いが、**一方**で希望小売価格が200万バーツ以上700万バーツ未満、バッテリー容量が30 kWh~の場合、輸入分と同じ車種であること
 - 2024 年末**までの国内でのオフセット生産では、輸入と現地生産の比率は 1:1 である。生産期限が**2025年末**まで延長された場合、比率は1 : 1.5に増加する
- セルから最終パック組立まで国内で生産されるバッテリーを使用すること 開始時期は2026 年、または物品税局の布告における条件によって延長が可能
- 覚書合意に署名を行い、物品税局から税制上の恩典について認可書を取得すること
- メーカーは銀行保証を付けること

時間軸	最初の選択肢	2番目の選択肢	3番目の選択肢
2026年 1月1日 までに	セル生産を伴い 国内で製造する か国内製バッテ リーを使用する	モジュール生産を伴い 国内で製造するか国内製 バッテリーを使用する	パック組立を伴い国内で製造するか 国内製バッテリーを使用する
2030年 1月1日 までに	---	国内で製造されたPCU インバーターを使用する	国内で製造されたPCU インバー ターを使用する
2035年 1月1日 までに	---	国産のバッテリー電気自動 車用トラクションモータ、 減速機またはコンプレッ サー、BMS、DCUの5つの 部品から1つ選択して使用	国産のバッテリー電気自動車用トラ クションモータ、減速機またはコン プレッサー、BMS、DCUの5つの部 品から2つ選択して使用

タイムライン: EV補助金パッケージ (EV3.0) Timeline: EV Subsidy Package (EV3.0)



財務省によるEV補助金パッケージ(EV3.5)案と税制上の恩典
 Tentative EV Subsidy Package (EV3.5) and Tax Incentives by Ministry of Finance

乗用車		ピックアップトラック		二輪車は含まれない
補助金	5万 バーツ/台	10万 バーツ/台	10万 バーツ/台	
スペック	希望小売価格: 200万バーツ以下 バッテリー容量: 10-50kWh	希望小売価格: 200万バーツ以下 バッテリー容量: 50kWh以上	希望小売価格: 200万バーツ以下 バッテリー容量: 50kWh以上	

乗用車		ピックアップトラック		二輪車は含まれない
物品税	2% (8%から減税)	0% (10%から減税)		
輸入関税	最大 40% 減税	最大 20% 減税	減税なし	
スペック	希望小売価格: 200万バーツ以下 バッテリー容量: 10kWh以上	希望小売価格: 200 - 700万バーツ バッテリー容量: 50 kWh以下		

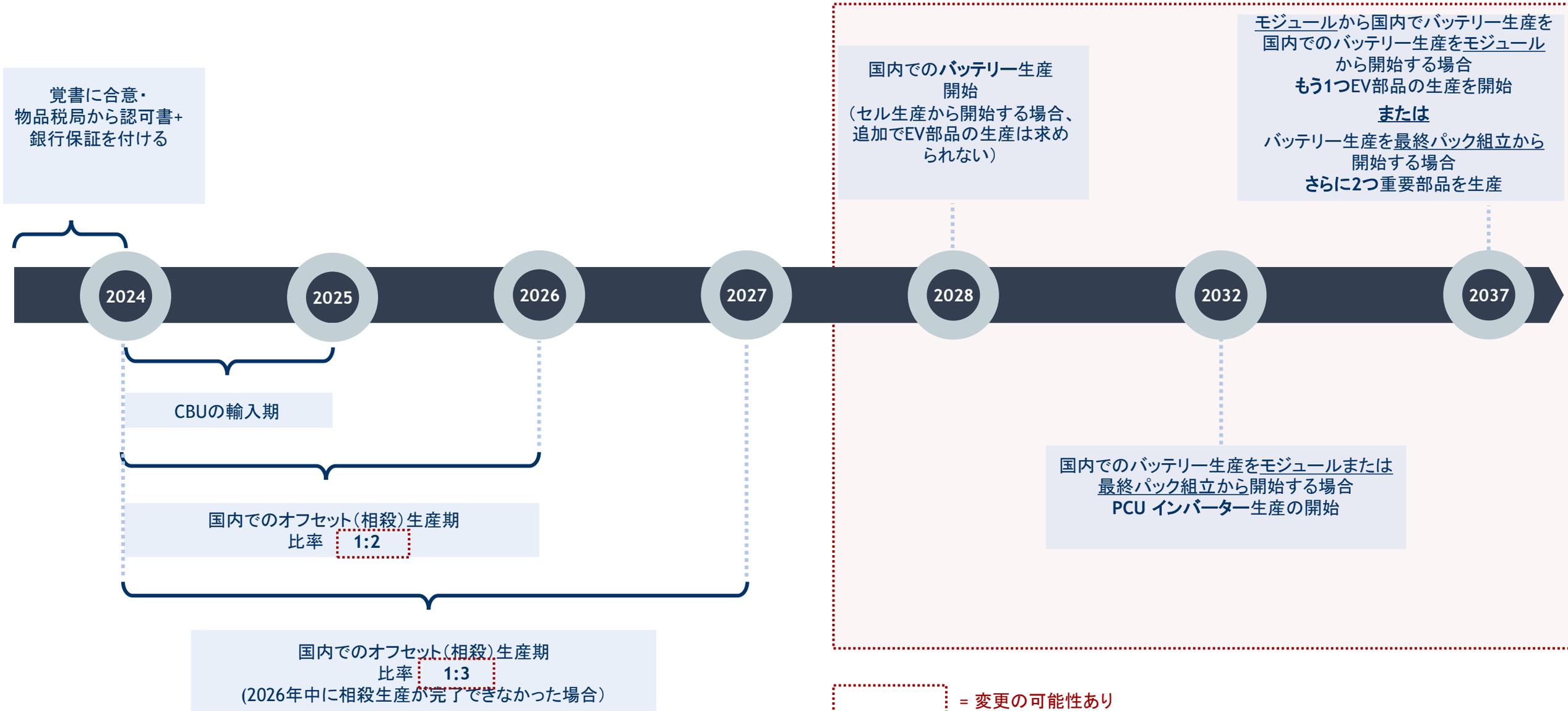
= 変更の可能性あり

対象となる条件:

- 🚗 CBUの輸入は**2024-2025年**において認められる。輸入分について下記の条件に従い、国内でオフセット(相殺)生産を行うこと
- 🚗 **2026年末までは、輸入と国内での生産の比率はを1:2で国内で生産すること、2027年末までの場合、比率は1:3**
 (希望小売価格が200万バーツ未満の乗用車については、国内でのオフセット生産はどの車種でも良い。
 希望小売価格が200万バーツ以上700万バーツ未満の場合、輸入分と同じ車種であること)
- 🚗 覚書合意に署名を行い、物品税局から税制上の恩典について認可書を取得すること
- 🚗 メーカーは銀行保証を付けること
- 🚗 **自動車・タイヤ検査研究イノベーション・センター(ATTRIC)からの国際工業規格とタイ工業規格を取得すること**

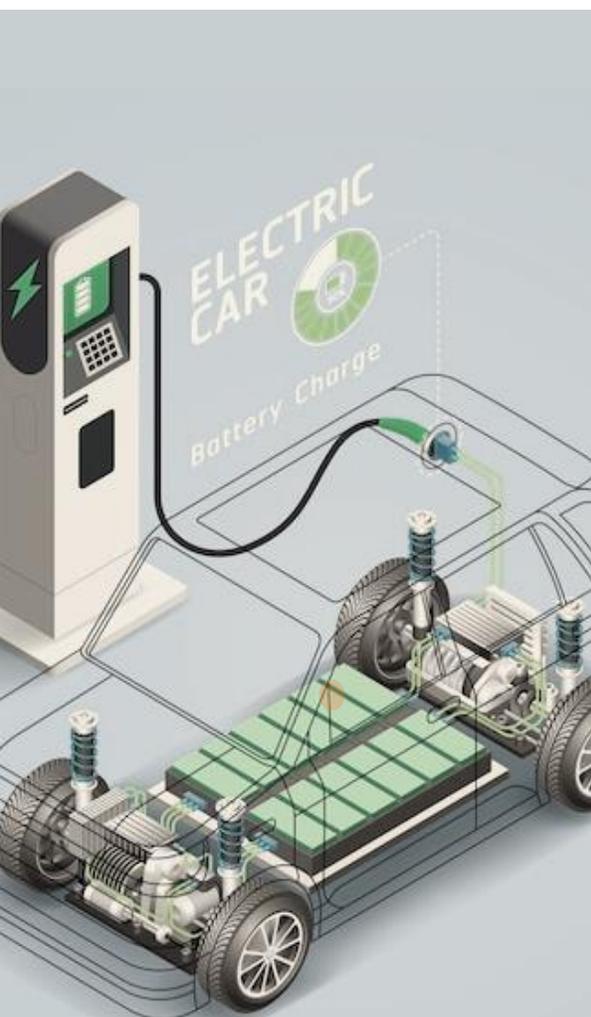
タイムライン: EV補助金パッケージ(EV3.5)案

Timeline: Tentative EV Subsidy Package (EV3.5)



EVバッテリー補助金パッケージ案

Tentative EV Battery Subsidy Package



条件:

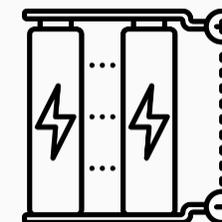
- 生産工程はセル生産から開始すること
- バッテリーの輸入は補助金パッケージ施行後当初2年間は可能。プロジェクトは国内におけるバッテリーのオフセット(相殺)生産を行うこと。パッケージ施行後3年目の比率は1:2、4年目の比率は1:3

バッテリーのスペック:

- エネルギー密度 (1台あたり) 125-145 / >145-190 / >190 (kWh)
- 1つの工場のバッテリー容量は8GWh以上であること
- バッテリーサイクル: 1,000を下回らない / ライフサイクル以上 (規定の条件下)
- 自動車・タイヤ検査研究イノベーション・センター (ATTRIC) からの国際工業規格とタイ工業規格を取得すること

最終的な補助金: (先着順)

エネルギー密度 (1台あたり)	1工場のバッテリー容量 8GWh以上
> 190 kWh	800 THB/kWh
> 145 - 190 kWh	700 THB/kWh
125 - 145 kWh	600 THB/kWh



*セル生産から
開始

税制上の恩典:

物品税

1%

8%から減税

輸入関税: バッテリー

0%

パッケージ開始後当初2年間

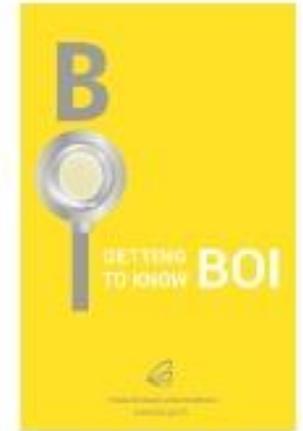
BOIのお問い合わせ先 / Where to contact BOI ?

BOI海外事務所

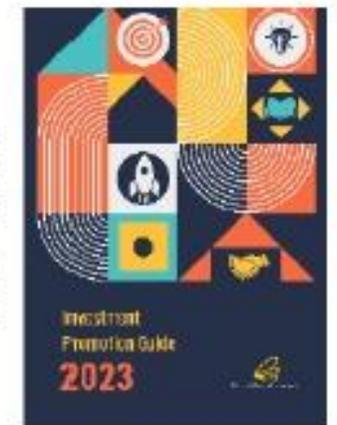


BOI本部

555 Vibhavadi-Rangsit Rd.
Chatuchak, Bangkok 10900 Thailand
Tel: (66 2) 537- 8111
Fax: (66 2) 537-8098
E-mail: head@boi.go.th



Getting to Know BOI



Investment Promotion Guide



日本でのお問い合わせ先 Japan's Contact Information

BOI東京事務所



Key Contact Person

タイ王国大使館経済・投資事務所
公使(経済・投資)
ガノッポーン ショーティパーン



タイ王国大使館経済・投資事務所
(BOI東京事務所)
〒107-0052
東京都港区赤坂2-11-3
福田ビルウエスト8階



Tel:
03 3582 1806



Email:
tyo@boi.go.th

BOI大阪事務所



Key Contact Person

所長
シリポン ナークチュア



タイ王国大阪総領事館
BOI大阪事務所
〒541-0056
大阪府大阪市中央区
久太郎町1-9-16
バンコク銀行7階



Tel:
06 6271 1395



Email:
osaka@boi.go.th



THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT

For More Information



<https://www.boi.go.th>



Thailand (Head Office) :
555 Vibhavadi-Rangsit Road.,
Chatuchak, Bangkok 10900,
Thailand



(+66) 2553 8111



head@boi.go.th



BOI NEWS



@boinews